

国立大学法人東京学芸大学非常勤講師等の旅費計算基準の一部改正について

改正理由：旅費事務の簡素化・合理化等に伴い、所要の改正を行うものである。

平成20年2月7日制定

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(鉄道賃等)</p> <p><u>第2 [省略]</u> <u>(宿泊を伴わない場合の旅費)</u></p> <p><u>第3 宿泊を伴わない旅行の場合は、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)の実費額を支給する。</u></p> <p><u>(宿泊を伴う場合の旅費)</u></p> <p><u>第4 宿泊を伴う場合の旅行は、第3に定める交通費の実費額、日当及び宿泊料を支給するものとし、日当及び宿泊料の額は、国立大学法人東京学芸大学旅費規則(平成16年規則第14号)別表第2に定める定額とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(鉄道賃等)</p> <p><u>第1 [省略]</u> <u>(在勤地内の旅費)</u></p> <p><u>第2 在勤地内の旅行で、鉄道賃等を要する場合は、「公務外出」に準じて鉄道賃及び車賃の実費額を支給する。</u></p> <p><u>(日当及び宿泊料)</u></p> <p><u>第3 日当の額は、国立大学法人東京学芸大学旅費規則(以下「規則」という。)別表第3に定める定額に、次の率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>ア 在勤地内を除く上記第1による鉄道等の乗車を要する区間が片道50km未満の場合 0.5</u></p> <p><u>イ 在勤地内を除く上記第1による鉄道等の乗車を要する区間が片道50km以上の場合 1.0</u></p> <p><u>2 宿泊料の額は、規則別表第3に定める定額とする。</u></p>